

黄 強*
HUANG Qiang*



中国上海市における死者の葬儀（下）

— 1949 年以降の変化 —

The Death Ritual in Shanghai, China (Part B)

— Changes since 1949 —

「中国上海市における死者の葬儀」(上) では、清朝晩期から 1949 年の中華人民共和国成立までの上海地区における死者葬儀に焦点を合わせた¹⁾。そこでの中心主題を一言で纏めてみるならば、上海地区の死者葬儀における「画一性」「多様性」「融合性」の実態の究明、となろうか。

つまり、漢代以降、中国歴代王朝は『儀礼』『礼記』に基づいて古代の葬礼を修訂し、規格化される儒教的な葬礼を全国に押し広めた。その影響を受けて、明清時代から近代までの中国各地の死者葬儀には、規格化された儀礼行為の「画一性」があった。しかし、歴代王朝が強く押し広めるにもかかわらず、各地の葬儀には依然として地域的な、また民族的な要素が残っている。すなわち、規格統一の「画一性」と共に、各地の死者葬儀には地域的、民族的な「多様性」がある。また、唐宋時代以降、死者の苦しみや不満を救済するという民衆の重要な関心に応じて生まれた仏教式・道教式の葬儀が各地の民間に定着していったことによって、儒教と仏教・道教のやり方が「渾然一体」となった葬送儀礼が次第に成立した。すなわち、各地の葬儀には儒教的な伝統やり方と仏道式のやり方が段々に融合している「融合性」も見られる。

上海地区の死者葬儀には上述した「画一性」「多様性」「融合性」もはっきり見られる。「中国

上海市における死者の葬儀」(上) での考察から明らかなように、清朝晩期から 1949 年の中華人民共和国成立までの上海地区における死者葬儀は主に儒教的な伝統葬儀の「殯」「葬」「祔」という基本構造を保っていたが、「洗骨葬」等の地域的な要素も残っている。また、苦しむ死者への救済を目的とする仏道式の儀式はすでに「殯」「葬」「祔」という基本構造に入り込み、全体葬儀の重要な構成要素になっていた。とくに、「做七」(中陰法事)や「接煞」(亡霊を迎える儀式)、「六十日祭」「百日祭」「周年祭」等における仏道式の鎮魂儀式、死者供養儀式は、儒教的な「三虞」「卒哭」「祔祭」「小祥」などの儀式に取って代わり、「祔」の中核になった。

一、西洋的な共同墓地、葬儀場、火葬場が 上海地区の死者葬儀に及ぼした影響

上海地区の死者葬儀における「画一性」「多様性」「融合性」の実態を動態的な視野から解明するとき、西洋的な死者葬儀が上海地区の死者葬儀に及ぼした影響を見落としてはいけない。周知のように、「中国の中の西洋」の景観を持っている商業都市の上海地区には租界の設置や欧米人の移住によって西洋的な共同墓地、葬儀場、火葬場が次第に設立された。

* 中部大学国際関係学部中国語中国関係学科

『上海通誌』や『上海民政誌』等の記載によれば、上海で最初に西洋的な共同墓地が造られたのは 1844 年のことである。イギリス商人が清道光 24 年 (1844 年)、上海市山東路 287 号で外国人を埋葬する共同墓地を造った。当時、上海市民はこの共同墓地を外国墳山、あるいは山東路公墓と呼んだ。その後、多くの外国人専用の共同公墓は次第に浦東墳山碼頭や東新橋九畝地、八仙橋、静安寺、虹橋路などに造られた²⁾。

その影響を受けて、中国人も上海地区に共同公墓を造り始めた。例えば、浙江省上虞の経潤山と妻汪国貞は宣統元年 (1909 年) に徐家匯虹橋に露韭園万国公墓を造った。また、中国人のカトリック信者達は 1929 年 6 月に天主教息焉公墓、仏教僧侶達は 1936 年に仏教公墓を造った。上海地区における共同公墓は 1949 年までに約百カ所に達した³⁾。それらの共同墓地の造成は、各地から上海地区に移住する人々に墓地を提供し、上海地区の墓地不足を解消する重要な方法の一つであった。しかし、当時、多くの人々は死者の柩を出身地の墓地に埋葬する考えを強く持っていたので、柩が厝所に一時安置される事は非常に多かった。『上海通誌』の記載によれば、1949 年、上海地区には厝所に一時安置された柩が 10 万體余りに達した⁴⁾。

上海で最初に西洋的な葬儀場 (殯儀館) を設立したのは 19 世紀末のことである。『上海通誌』や『上海民政誌』の記載によれば、19 世紀末、アメリカ人は上海市新閘路 28 号に「松茂洋行」を設置し、上海で死亡した西洋人の葬儀を取り扱った。民国 13 年 (1924 年)、西洋人の葬儀を行う「大礼行」はアメリカの中華棺木公司 (China Casket Co) によって設置され、翌年 (1925 年) に「万国殯儀館」(International Funeral Directors) と改名した。この「万国殯儀館」は最初に西洋人の

葬儀を専門としたが、後には中国人の利用を促すために中国式の葬儀も行った⁵⁾。

中国人はその影響を受け、1930 年代から現代的な意味での「殯儀館」を造り始めた。例えば、南昌市の陶醒予は 1931 年に上海市華山路 670 号で「中国殯儀館」を創設した。その後、「上海殯儀館」(徐家匯路) や「中央殯儀館」(新会路)、「大衆殯儀館」(昌平路) などが相次いで造られた。上海地区における「殯儀館」は 1949 年までに 30 カ所余りに上った⁶⁾。それらの「殯儀館」は接屍 (遺体の運搬) や整容 (遺体の沐浴)、着衣 (死者に新しい服を着せる)、停柩 (埋葬前の遺体保存)、入殮 (遺体を棺に入れる)、運柩 (棺の運搬)、落葬 (棺を埋葬する) などの葬儀に関する諸事を手配し、また、死者に経をあげるために僧侶と道士を招く手配も引き受けた。

『上海通誌』の記載によれば、1940 年代から、多くの上海市民はそれらの「殯儀館」を利用して葬儀を行った⁷⁾。葬儀のやり方は主に「中華伝統礼儀」すなわち「儒仏道一体」の葬儀に沿って行うものであったが、一部の西洋化された知識人の葬儀には新式の「追悼会」が現れた。仲富藍編『図説中国百年社会生活変遷・礼儀・郷情・宗教』の記載によれば、当時、新式の「追悼会」は主に殯儀館の礼堂で行われ、礼堂の中央には死者の写真が置かれ、両側には生花や花輪、挽幛 (哀悼用の絹織掛け物) 等が飾られた。死者の親族達は黒い腕章、黒い紗を着け、礼堂の入り口に立って弔問者を迎える。追悼会には葬送曲の演奏や鞠躬礼、黙祷、および死者に花を捧げ、祭文を告げる等の儀式があった⁸⁾。しかし、このような新式の「追悼会」を受け入れた人々はごく少人数であった。当時の上海社会には伝統的な葬儀に固執する人が非常に多く、また新式の「追悼会」と伝統的な葬儀を併せて行う人も少な

くなかった。

西洋的な火葬場は清光緒22年(1896年)に静安寺共同公墓に初めて造られた。公共租界工部局は外国人専用の静安寺共同公墓の敷地に礼儀室や火葬場、納骨堂などを設置し、また民国16年(1927年)に火葬場に新型のガス火葬炉を増築した。その後、日本人は民国26年(1937年)に西宝興路833で日本人専用の火葬場を造った。また、仏教の法蔵寺は1935年に仏教信者の「化身窯」(火葬炉)を設立した⁹⁾。しかし1949年以前は火葬場の利用者は主に外国人、仏教信者および西洋化された知識人だけで、一般の市民に普及していなかった。『上海民政誌』の記載によれば、日中戦争後、上述した西宝興路火葬場は民国政府によって修復され、1948年9月から火葬の業務を行っていたが、利用者は少なく、主に「無主」の遺体(身元不明者、行き倒れの人々の遺体)と子供の遺体だけであった¹⁰⁾。

上述に見られるように、西洋的な共同墓地、葬儀場、火葬場は上海に居住する外国人のために作られたが、西洋文化の普及につれて、それらの施設の利用者は次第に西洋化された知識人層、一般市民に拡大していった。西洋的な葬儀および葬儀施設は上海地区の死者葬儀に影響を及ぼしていたが、上海地区の庶民達の死者葬儀、とくに郊外の農村部における死者葬儀は1949年の中華人民共和国成立まで依然として「儒仏道一体」の形態を保っていたと思う。

しかし、広い視野から見れば、西洋的な死者葬儀と葬儀施設が中国の死者葬儀に及ぼしている影響は極めて強く、中華人民共和国成立以後の「葬儀改革」、および改革開放後の「死者葬儀の復興」の中にも脈々と流れている。

二、1949年以降、上海地区における火葬の普及と葬儀の改革

1949年の中華人民共和国成立以降、政治や社会の変化につれて上海地区における死者葬儀にも大きな変化が生じていた。とくに、1956年の中央政府が「殯葬改革」を提唱する以後、上海地区の死者葬儀は次第に「土葬の廃止、火葬の普及、葬儀の改革」という方向に変化してきた。このような変化には伝統的な死者葬儀を改革する政府側の強い意志、および政府側が強引に火葬や葬儀改革を進めたことが見られる。

1950年代初期、上海市政府は戦乱後の状況によって「提唱火葬、維持土葬、鼓励外運」(火葬を提唱し、土葬の維持し、棺を市外に運ぶことを奨励する)という殯葬方針を制定した¹¹⁾。その殯葬方針は主に当時の上海市の環境と衛生問題を解決する諸政策の一つであった。

周知のように、長期の戦乱によって1949年の上海市内には多くの「露屍」(野ざらしの屍体)、「積柩」(埋葬を待つ柩)、「浮厝」(仮埋葬の柩)が残っていた。『上海通誌』等の記載によれば、当時の上海市には約10万体の「積柩」のほか、約20万体の「浮厝」があり、それらは主に会館や丙舎、寄柩所、殯儀館、宗族祠堂、普善山庄等に残っていた。また、街に残っている「露屍」は16万体制りにも達した¹²⁾。それらの「露屍」「積柩」「浮厝」は街に汚水を流し悪臭を散らしたばかりではなく、病菌やウイルス等をもたらしたので、市民の健康を損ねていた。上海市政府はこの環境と衛生問題を解決するために「清除積柩第五步驟實施辦法」(1949年7月)や「上海市清除積柩補充辦法」(1950年5月)、「上海市清除積柩申請減免運費費用暫定辦法」(1950年8月)、「關於露屍處理的指示」(1953年10月)

等の政策と政令を公布した。これらの政策と政令に従って、上海市は1949年から1954年までの6年間に市内と郊外で約24万体の「浮厝」、約8万体の「積柩」を処理し、さらに火葬あるいは土葬によって163,630体の「露屍」を処理した。民国時期に建設された上海市の火葬場はこうした「露屍」「積柩」「浮厝」を取り除く活動に重要な役割を果たしていた。『上海市民政誌』の記載によれば、1949年から1954年までの6年間に火葬場で火葬した「露屍」は129,248体に達した。例えば、前述した西宝興路火葬場は1950年に約18,869体、1951年1月から7月にかけて17,992体、1954年に25,754体の「露屍」を火葬した¹³⁾。

上述の「露屍」「積柩」「浮厝」を処理すると同時に、上海市政府の殯葬管理所は1951年12月に新聞雑誌等によって「西宝興路火葬場では市民の火葬を引き受ける」という公告を上海市民に示し、火葬を提唱し始めた。しかし、当時の利用者は少なかった。1953年、上述の「露屍」「積柩」「浮厝」処理の終結に従い、上海市政府の殯葬管理の重点は次第に建国初期の「環境と衛生問題を解決すること」から「火葬の提唱、殯葬の改革、古い風俗習慣を改めること」へ移っていた。その変更に従い、上海市政府の殯葬管理所は1954年から火葬の宣伝を強化し、火葬の手続きも簡略化した。『上海民政誌』の記載によれば、上海市政府の殯葬管理所は当時、約7万5千冊の火葬宣伝資料を印刷し、病院や公安局派出所、街道辦事処、住民委員会、慈善団体、殯儀館を通じて市民に配り、また、市の中心地や交通の要路等に巨大な火葬宣伝のポスターを張り、全市の映画館で火葬宣伝用のスライドを上映した。宣伝を強化すると同時に、上海市政府は龍華公墓や郊外の農村部（浦東地区の新陸、

嘉定県西門の練西）に新しい火葬場を建設した。上海市の火葬は建国初期の「露屍」処理から次第に一般市民に拡大していった。このような宣伝の強化や火葬場の増設等によって、上海市における死者の火葬率は次第に上昇し、1954年の火葬人数は前年度より25.8%を増加し、1957年の火葬人数は22,671人で、総死亡人数の59.7%に達した。1959年、火葬を提唱する宣伝はさらに上海市郊外の農村部に拡大し、1959年の火葬率が総死亡人数の60%に達した¹⁴⁾。

火葬が広まるにつれて、死者葬儀の改革は政府の主導で始まった。1959年、上海市政府の殯葬管理所は伝統的な死者葬儀を改革するために、以下のような5つの葬儀改革項目を提出した¹⁵⁾。

- ①土葬を止め火葬とすること。
- ②紙銭、蠟燭を燃やすことを止め生花や蠟細工の果物とすること。
- ③「披麻戴孝」（すなわち麻布の頭巾を被り、白衣や白靴、白腰帶、白花を着けること）をやめ、黒い紗や黄色の花を身につけることとすること。
- ④旧の葬儀をやめ追悼会とすること。
- ⑤「叩頭跪拜」（頭を地につける礼）をやめ黙祷、お辞儀とすること。

上述の5つの葬儀改革項目は「五以五代」（すなわち、5つの新しい葬儀を用いて5つの古い葬儀の代わりにする意）とも呼ばれ、主に伝統的な死者葬儀の「殮」（殯）と「葬」を改革する方策である。周知のように、「土葬」は伝統的な死者葬儀の根幹であるので、①の「火葬が土葬に取って代わる」項目は伝統的な死者葬儀を根本的に改革するものであると言える。②のは伝統的な死者葬儀によく使われる紙銭、蠟燭を廃止し、中国人の伝統的な死後世界の観念に関わる改革

である。③の黒い紗、黄色の花は主に伝統的な死者葬儀における「喪服」制度を改革するものである。④と⑤項目の追悼会と黙祷、お辞儀は、伝統的な死者葬儀の「大殮」儀式に対する重要な改革である。『上海民政誌』の記載によれば、当時、上海市政府が推し進めている「追悼会」は「公祭儀式」と呼ばれ、主に次のような式次第によって行われる。

- (1) 死者の親族と参列者は花輪あるいは生花を死者に捧げる。
- (2) 死者の親族と参列者は死者にお辞儀を三回する。そして参列者たちは遺体の前の両側に恭しく起立し、親族は死者遺体の両脇に向き合って起立する。
- (3) 全員は死者に三分間の黙祷を捧げる。それと同時に葬送曲を演奏する。

(4) 死者の直系家族は親戚や友人、参列者に死者の一生事績を紹介する。

(5) 親戚や友人、参列者は弔辞を述べる。

(6) 全ての参列者は遺体の回りを一周する。死者の顔を拝しながら、遺体に告別し、追悼会の式が終わる¹⁶⁾。

この「追悼会」のやり方は主に北洋政府礼制館の「新喪礼」と南京国民政府の「喪礼草案」の喪礼形式を受け継いでいる。周知のように、民国初年、北洋政府は清王朝の葬儀を改革するために「新喪礼」を制定した。また、1928年、南京国民政府は封建迷信を打ち破るために「喪礼草案」を立てた。ここでは以下の表1を用いて北洋政府の「新喪礼」と南京国民政府の「喪礼草案」が制定した簡素な喪礼を示す。

表1. 北洋政府の「新喪礼」と南京国民政府の「喪礼草案」が制定した死者喪礼

北洋政府の「新喪礼」の喪礼	南京国民政府の「喪礼草案」の喪礼
1. 葬送曲を演奏し、葬送歌を歌う。 2. 死者に線香を手向ける。 3. 死者に生花を捧げる。 4. 祭文を述べる。 5. 親族は死者にお辞儀を三回する。来賓は死者にお辞儀を一回する。 6. 親族は参列者に一生事績を紹介する。 7. 声を上げて悲しみを表す。 8. 葬送曲を演奏し、葬送歌を歌う。 9. 親族は来賓にお辞儀をする。式が終わる。	1. 参列者が序列に従って起立する。 2. 葬送曲を演奏する。 3. 主宰者は席につく。 4. 死者にお辞儀を三回する。 5. 死者に供えるものを捧げる。 6. 葬送曲を演奏する。 7. 祭文を述べる。 8. 死者の遺体に告別し、お辞儀をする。 9. 葬送曲を演奏し、式が終わる。

※この表は邵先崇著『近代中国的新式婚喪』（人民文学出版社2006年）の文献資料に基づき作成した。

上述の表1に見られるように、お辞儀や葬送曲の演奏、生花の捧げ物、死者の一生事績の紹介等の儀式はすでに北洋政府の「新喪礼」と南京国民政府の「喪礼草案」が制定した簡素な喪礼

に登場した。また、北洋政府の「新喪礼」と南京国民政府の「喪礼草案」には、黒い腕章と白い花が伝統的な「披麻戴孝」に取って代わることを積極的に提唱する内容も見られる。故に、上海市

政府が 1959 年に推し進めている「追悼会」などの葬儀改革項目は、上述した民国時期の喪礼改革の内容を継承して制定されたものであると言える。

ここでは一つの重要な事を指摘しなければならない。すなわち、中国社会には 1950 年代後期から、伝統的な葬儀を「迷信活動」、伝統的な死者供養儀礼を行う僧侶や道士等宗教職能者を「迷信人員」と見なす極端なイデオロギーが次第に蔓延していった。この影響を受けて、1959 年から推進された上海市の葬儀改革には、行政の力を用いて「迷信人員」を厳しく管理し、「迷信活動」と「迷信用品」を強制的に廃止しようとする動きがあった。『上海民政誌』の記載によれば、当時、上海市政府の殯葬管理所は各殯儀館で「迷信活動」を行う「迷信人員」(宗教職能者)を管理するために、次のような制限規定を設けた¹⁷⁾。

- (1)「迷信人員」は勝手に客を引いてはならず、忌中の家が死者供養儀式を要求した場合、組織的に業務を打ち合わせなければならない。
- (2)「迷信人員」が増えてはならない。「迷信人員」を減らすべきである。
- (3)「迷信人員」は死者供養儀式を行うとき、行政要員の指導に従い、葬儀改革の政策を遵守しなければならない。また、儀式が終わると、「迷信人員」が直ちに殯儀館を離れなければならない。

また、伝統的な葬儀を行う各殯儀館の設備や商品等について、上海市政府の殯葬管理所は次のような厳しい規定を設けた¹⁸⁾。

- (1)殯儀館に飾られる土地菩薩を取り除くこと。
- (2)殯儀館は「麻布の白衣等を借りる」サービ

スを廃止すること。

- (3)殯儀館は迷信的傾向を持つ線香、蠟燭、錫箔(紙銭)の販売を廃止すること。

上述の規定に従い、上海市の各殯儀館は 1959 年から 1960 年の間、20 項目の「迷信設備」を廃除した。

この強制的なやり方に対して、上海市の市民たち、とくに宗教界の人士には不満の声があったので、1962 年、上海政府の殯葬管理所はこの強制的なやり方を修正し、僧侶たちが殯儀館で死者供養儀式を行うことを許すようになった。『静安区誌』の記載によれば、この修正によって、静安区における安楽殯儀館には 1962 年に死者供養儀式が復活され、最も多い時には、月に 54 回の死者供養儀式があった¹⁹⁾。しかし、このような修正を実行したのは僅か 1 年間であった。1963 年後半、上海市政府は再び強引な路線に戻し、火葬を強く推し進めながら、民衆の自宅あるいは公共の場(殯儀館などを含む)で宗教活動(死者供養儀式等を含む)を行うことを禁止した。当時、上海市政府は仏教寺院と道教施設、教会の敷地でしか市民たちの死者供養儀式、及び正常な宗教活動を行うことを認めない。また、上海市で線香や蠟燭、錫箔(紙銭)等を販売する商店が 4 軒に減らされ、しかも線香や蠟燭を「迷信用品」として一般市民に売り出すことが禁止された。

1964 年、上海市政府はさらに 1950 年代初期の殯葬方針を修正し、「積極推行火葬、堅決壓縮土葬、全面改革殯葬工作」(積極に火葬を推進し、断固として土葬を減らし、全面的に殯葬の仕事を改革する)という新しい殯葬方針を制定した²⁰⁾。要するに、上海市の殯葬方針は 50 年代初期の「火葬の提唱」から「火葬の推進」に、「土葬の維持」から「土葬減らし」に変更し、さらに

「市外に棺を運ぶことを奨励する」という方針を改め、その代わりに全面的に「殯葬の改革」を行う方針を提出した。

この殯葬方針の制定により、火葬の推進、葬儀の改革は全上海市に行き渡っていた。とくに、火葬は都市部から農村部に急速に拡大した。上海市の諸地方誌の記載によれば、上海市近郊の農村部で火葬を実施し始めるのは主に1950年代後期であるが、火葬の普及は1960年代からである。例えば、近郊の上海県では火葬が1956年に始まり、1960年代中期から次第に広まる。その広まりによって伝統的な土葬は次第に廃止された²¹⁾。また、浦東地区の川沙県では火葬が1950年代後期から始まり次第に広まり、1970年代に入って普及した²²⁾。上海市西北部の嘉定県では1960年代から上海市の殯葬方針に従って火葬が推進された²³⁾。

近郊と比べて、遠い郊外に位置する農村部には火葬を推進することがやや遅れたが、1960年代中期に入り、火葬場と殯儀館は相次いで建設され、火葬が次第に広まっていった(表2参照)²⁴⁾。例えば、遠い郊外の松江県では1966年に火葬場が建設され、火葬が次第に土葬に取っ

て代わった²⁵⁾。島の崇明県では1960年代中期に火葬場が建設されたことによって火葬を推進し始め、1972年から全面的に火葬を実行することになった²⁶⁾。また、上海市南部に位置する奉賢県では1967年4月1日に火葬場が完工し火葬が始まり、1977年から全ての死者に火葬を実行した²⁷⁾。

上述に見られるように、上海市郊外の農村部における火葬の普及は1966年から1976年までの文化大革命期にある。1966年夏から起こった文化大革命は、伝統的な死者葬儀や慣習との徹底対決の幕を開けた。当時、伝統的な死者葬儀や土葬、公墓、および柩を市外に運ぶ事は「四旧」(すなわち旧思想、旧文化、旧風俗、旧習慣を指し、文化大革命期に打倒すべき四つの対象)として厳しく禁止された。上海市の都市部においては死者遺体を処理する葬式が火葬だけだった。郊外の農村部では「打倒四旧」の嵐で火葬場が急速に建設され、強引に火葬を推し進めた。1980年代後期、島々における横沙火葬場(1985年)と長興火葬場(1987年)の完工によって、上海市農村部の死者火葬率は都市部と同じく、100%に達した(表2参照)。

表2. 上海市郊外の火葬場

火葬場名	建設された年	火葬場名	建設された年
嘉定練西火葬場	1954 年	宝山火葬場	1966 年
浦東新陸火葬場	1957 年	崇明火葬場	1966 年
南匯火葬場	1966 年	奉賢火葬場	1967 年
青浦火葬場	1966 年	上海県杜行火葬場	1982 年
金山火葬場	1966 年	横沙火葬場	1985 年
松江火葬場	1966 年	長興火葬場	1987 年

注：上述の火葬場は1984年に殯儀館と改名した。

※この表は『上海通誌』の文献資料に基づき作成した。

上海市政府が 1950 年代中期から火葬、葬儀改革を推し進めた原因はさまざまであるが、毛沢東をはじめとする共産党の幹部達が 1956 年 4 月に「自らも望んで火葬とし、死後に遺体を残さず、墳墓を作らない」という「提議書」にサインしたことも重要な原因の一つであると思う。楊根来等の「中国殯葬改革の発展歷程与基本経験」によれば、毛沢東をはじめとする共産党の幹部達が「提議書」にサインした事が中国の殯葬改革の幕を開けたとされる。当時、中央政府は主に「先指導後推行、先党内後党外、先幹部後群衆、從城市到農村」(提唱を優先し、推進を後回しに、党内を優先し、党外を後回しに、幹部を優先し、民衆を後回しに、都市部から農村部に) という殯葬方針によって火葬を提唱していた²⁸⁾。1957 年から上海市の火葬推進、葬儀改革、及び 1963 年の殯葬方針の修正は、大都市としての上海市が上述の方針を徹底的に実行した結果である。

1976 年の文化大革命の終結後、上海市政府は文化大革命での「極左」路線を是正し、伝統的習慣や宗教等に対する寛容な政策を実施しているが、殯葬管理においては依然として「火葬の実行、葬儀の改革」という殯葬方針が堅持されている。1986 年以降、上海市政府は相次いで「上海市殯葬管理実施辦法」(1986 年)や「上海市公墓管理辦法」(1994 年)、「上海市殯葬管理条例」(1997 年)などの殯葬管理政策を制定していた。それらの政策にはいずれも「火葬の実行、葬儀の改革」という基本原則が強調されている。例えば、1997 年の「上海殯葬管理条例」には次のような内容が書かれている²⁹⁾。

「(第三条) 本市の殯葬活動および管理の原則は、火葬を実行し、殯葬用地を節約し、環

境を保護し、中華民族の美德を尊重し、殯葬の陋習を改め、文明と節約で喪事を行うことを提唱する事である。」

上述に見られるように、「上海殯葬管理条例」には「環境の保護」や「美德の尊重」などの内容が加わるが、1950 年代中期から強調されている「火葬の実行、葬儀の改革」の基本方針は変わらない。

三、上海地区の死者葬儀の変化

1950 年代中期から実施されている「火葬の実行、葬儀の改革」は、上海市の死者葬儀に大きな影響を及ぼした。とくに、「文化大革命」の 10 年間では伝統的な死者葬儀の姿が上海市の表から消えてしまった。「文化大革命」の終結後、一部の伝統的な死者葬儀は復活したが、多くの伝統的な死者葬儀は土葬の廃止に伴い、消失あるいは変化の途を辿っている。

「中国上海市における死者の葬儀」(上)において既に指摘したように、清朝晩期から 1949 年の中華人民共和国成立までの上海地区における死者葬儀は主に伝統的な死者葬儀の「殯」「葬」「柩」という基本構造を持ち、「送終」から「拜新時節」までの 18 項目の儀式を行った。ここではそれらの儀式が政府の「火葬の実行、葬儀の改革」の中に消失、変化していった実態を考察する。

(一) 送終(最期を見届けること)

上海地区には病人の臨終の際、配偶者や子女が病人の側で最期を見届けることが今なお残っている。『川沙県誌』の記載によれば、川沙県の農村部では「寿終正寝」(死者が母屋で寿命を終える)の慣習を踏襲しており、多くの親族

が死者の家に行き最期を見届ける。都市部では殆どの病人が病院で亡くなるので、親族と子女は一般的に病院の病床で死者の最期を見届ける³⁰⁾。また、『奉賢県誌』の記載によれば、病人の臨終の際、子女は必ず親の下に駆けつけ、臨終の遺言に耳を傾け、死者の最期を見届ける。このような「送終」慣習は奉賢県に今なお残っている³¹⁾。

(二) 撤帳と焼落牀衣(死者の蚊帳を取り外し、死者の服、布団などを燃やすこと)

一部の農村には撤帳と焼落牀衣の儀式が今なお残っている。『宝山区誌』の記載によれば、宝山地区では1949年以降、火葬が次第に実行されるにも関わらず、死後の「撤帳」「焼牀衣」等の儀式は依然として行われている³²⁾。また、『金山県誌』の記載によれば、金山県における死者葬儀には「送終」や「撤帳」「焼落牀衣」等の儀式が今なお残っている³³⁾。

(三) 浄身(遺体の沐浴)

『宝山区誌』や『金山県誌』等の記載によれば、死後の「浄身」「服の着替え」は前の「送終」や「撤帳」「焼牀衣」等と同じく、今なお残っている³⁴⁾。死者が病院で亡くなった場合、その活動は一般的に病院あるいは殯儀館で行われる。現在、上海市の殯儀館は遺体の修繕や沐浴、化粧、着替え等の業務を担当しているので、多くの忌中の家では死後の「浄身」「服の着替え」を殯儀館に任せている。

死者に新しい服(寿衣と呼ばれる)を着せることは伝統的な死者葬儀の重要な内容の一つである。現在の死者葬儀には「服の着替え」もあるが、死者寿衣の様式には様々な変化が見られる。『川沙県誌』の記載によれば、1980年代後期から、

死者の寿衣を販売する店は伝統的な中国風寿衣のほかに中山装(人民服)や洋服、毛織のオーバーも売り出している。早世した場合、一部の死者親族は伝統的な中国風寿衣を嫌い、死者が生前好きだった洋服を着せる。しかし、死者の布団や枕などは依然として伝統的な様式によって作られる³⁵⁾。

(四) 設霊堂と供養飯(霊堂の設置と供え物の供奉)

『上海通誌』の記載によれば、20世紀80年代から、多くの亡者は病院で亡くなり、遺体が直接殯儀館に送られる。死者の家族は家に霊堂を設け、死者の遺影を掛け、生花や果物、線香蠟燭を供える³⁶⁾。また、『上海県誌』の記載によれば、現在、多くの病人は病院で亡くなり、遺体が車で直接火葬場に送られるが、忌中の家には依然として「霊堂」が設けられている³⁷⁾。『嘉定県誌』の記載によれば、上海市嘉定県では1960年代から火葬を推進して以降、多くの伝統的な葬儀と慣習がなくなったが、忌中の家に「霊台」を設けることはなお残っている³⁸⁾。伝統的な葬儀の「設霊堂」と比べ、現在の「霊堂」には死者の遺体を置いて祭ることは見られないが、霊台に死者の位牌と遺影を飾り、線香などを点すことは残っている(写真1)。



写真1. 忌中の家に設けられる「霊堂」

(五) 戴孝と哭(喪服をつけ、哭)

前章で既に指摘したように、伝統的な「披麻戴孝」(すなわち麻布の頭巾を被り、白衣や白靴、白腰帶、白花を着けること)を止め、黒い紗、黄色の花を着けることは上海市政府が推し進めた「葬儀の改革」の重要な内容の一つである。『川沙県誌』と『川沙県統誌』の記載によれば、この改革によって、1950 年代から腕に黒い紗を着けることは次第に伝統的な「披麻戴孝」に取って代わった。しかし、1980 年代から改革開放政策を実施して以降、川沙県の農村部には伝統的な「披麻戴孝」が次第に復活した(写真 2)。多くの人々は白衣や白靴、白腰帶、白花を着けると同時に、黒い腕章もつける³⁹⁾。また、『嘉定県誌』や『金山県誌』、『南匯県誌』等の記載によれば、現在の嘉定県や金山県、南匯県等にも「披麻戴孝」の復活および「黒白兼用」(黒い腕章と白衣等と一緒に使われること)の現象が見られる⁴⁰⁾。



写真 2. 現在の喪服

また、『川沙県誌』、『奉賢県誌』等の記載によれば、1950 年代以降、伝統的な葬儀における「哭」(人の死を悼んで大声で泣き叫びながら「哭喪歌」を歌う)は次第に廃れた⁴¹⁾。

(六) 報喪(死の知らせ)

人の死後、親戚や友人に死を告げる「報喪」は現在の死者葬儀の重要な内容の一つである⁴²⁾。『川沙県統誌』の記載によれば、20 世紀 80 年

代後期から電話が次第に普及したことにより、人々は親戚や友人の家に行きその死を告げるほかに、電話を利用して人の死を知らせることもある。また、郵便にて訃告を送ることもある⁴³⁾。最近はインターネットの普及により、電子メールにて訃告を送ることもよく見られる。

拙稿「中国上海市における死者葬儀(上)」において既に指摘したように、伝統的な死者葬儀の「報喪」には人が亡くなった後、死者の親族は速やかに地域共同体の守護神(城隍神や土地神等)を祀る廟に行き、線香を焚きながらその死を報告する「焼回堂香」(普堂とも呼ばれる)儀式があった。上海市各県の地方誌の記載によれば、多くの地区(例えば金山県と川沙県)ではこの「焼回堂香」儀式が 1949 年以降、次第に廃れた⁴⁴⁾。しかし、この儀式と慣習が残っている地区もある。例えば、『奉賢県誌』には「裕福な家は人が亡くなった後、城隍廟に行き線香を焚く。これが普堂と呼ばれる。その後に故人の知り合いに人の死を知らせる。現在、送終と報喪の習俗はなお残っている」という記載がある⁴⁵⁾。また、筆者は 2007 年 9 月 5 日に上海市青浦県の金沢鎮で現地調査を行う際、死者の親族が金沢鎮の頤浩禪寺に行き、線香を焚きながら神々にその死を報告する場面を目の当たりにできた。頤浩禪寺の住職の話によれば、金沢鎮には死者が滞りなくあの世に行くために、親族は寺廟に行って神々にその死を報告する慣習が今なお残っている。

(七) 僧道誦経(僧侶と道士の読経)

伝統的な死者葬儀には人が亡くなった当日の夜、「僧侶や道士を招き、夜通し読経する」儀式(分路頭あるいは念開路経と呼ばれる)があっ

た。『川沙県誌』や『金山県誌』の記載によれば、この儀式は1949年から1970年代の間、一時的に姿を消したが、1980年代以降、一部の地区では次第に復活した⁴⁶⁾。

(八) 弔喪(喪を弔う)

前に述べたように、1980年代以降、多くの亡者は病院で亡くなり遺体が直接殯儀館に送られるが、忌中の家で「靈堂」「靈台」を設けることはなお残っている。これに伴い、死者の親戚や友人は訃報を受けて忌中の家に行き喪を弔うことも残っている。『上海県誌』の記載によれば、親戚や友人は喪を弔うとき、忌中の家に金銭や布団表、絹織物を贈る⁴⁷⁾。

(九) 大殮(納棺)と(十) 出柩(出棺)

『上海通誌』等の記載によれば、1960年代の火葬を推進し、土葬を禁止したことにより、伝統的死者葬儀の「土作殮屍」(すなわち、土作と呼ばれる人が白布あるいは真綿を用いて死者の身体を巻くこと)や「入棺」(屍体を棺に入れること)、「出柩」(棺を家から送り出すこと)などの儀式は次第に消失した⁴⁸⁾。また、火葬の普及、葬儀の改革によって「追悼会」は次第に伝統的な「大殮」儀式に取って代わっている。

「追悼会」は一般的に殯儀館で、主に前述した



写真3. 上海市浦東殯儀館



写真4. 追悼会に参加する死者の親族と友人(上海市浦東殯儀館)

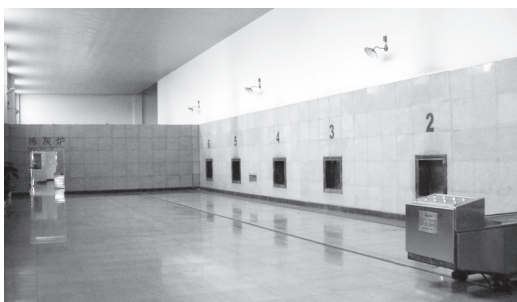


写真5. 浦東殯儀館の火葬場



写真6. 浦東殯儀館の火葬炉

政府が推し進めている式次に沿って行われる(写真3、写真4)。「追悼会」を終えると、遺体は火葬場に送られ火葬される(写真5、写真6)⁴⁹⁾。

上海市各県の地方誌の記載によれば、火葬後、死者の子女、親族は一般的に死者の遺骨箱を持ち帰り家の中に安置する。また、一部の忌中の家は殯儀館あるいは遺骨堂を利用して遺骨箱を安置する(写真7、写真8)。数年後、遺骨箱を正式の墓に埋葬する「落葬」儀式が行われる⁵⁰⁾。

また、『川沙県誌』の記載によれば、川沙地



写真7. 遺骨箱を安置する遺骨堂(上海市息園)



写真8. 遺骨堂の「遺骨箱安置説明」(上海市息園)

区には伝統的な「大殮」儀式における「送牀薦」の習俗が今なお残っている。現在の「送牀薦」は昔と同じく、あの世で死者の衣食が満ち足りるために、死後三日目の夜(上海市では追悼会が主に死後三日目に行われる)に死者が生前使用していた衣服や布団、蚊帳、日用品などを自宅あるいは田野で燃やす⁵¹⁾。

(十一) 豆腐羹宴(御齋)

既に指摘したように、伝統的な死者葬儀には「出柩」儀式の後、忌中の家はその日に豆腐羹宴(御齋)を設けて客をもてなすことがあった。その「豆腐羹宴」は死の瞬間から、遺体を棺に納めて仮安置するまでの「第一次葬」の完成を表す重要な儀式である。現在、この「豆腐羹宴」は一般的に「追悼会」の後に行われる。『上海通誌』等の記載によれば、「追悼会」が終わると、忌中の家

は豆腐羹宴を設けて親戚と友人をもてなす。昔の「豆腐羹宴」のおかずは主に豆腐や野菜を使う精進料理であるが、今の「豆腐羹宴」のおかずは主に肉料理で、ほとんど慶事の宴席と同じである。また、死者が生前働いた会社の弔問客は一般的にその豆腐羹宴に参加しない⁵²⁾。

(十二) 落葬(埋葬儀式)

火葬の推進、土葬の禁止によって、棺を墓に埋葬する「落葬」(土葬)は上述の「大殮」(納棺)と「出柩」(出棺)と同じく、次第に姿を消した。その代わり死者の遺骨箱を墓に埋葬する「落葬」儀式は次第に普及している。

『上海通誌』の記載によれば、1960年代から文化大革命期の間、上海市都市部の住民は遺骨箱を家の中あるいは殯儀館、遺骨堂に安置し、一般的に墓に埋葬することが行われなかった。農村部では死者の遺骨箱は先ず家の母屋に安置され、そして一年あるいは数年後の清明日ないし冬至日に田の畦に埋葬される。その日、肉親や親戚、友人は集まり、爆竹を鳴りながら遺骨箱を埋葬する。埋葬が終わると、供物台を設け死者を祭る。また、宴会を設けて客をもてなす⁵³⁾。

1980年代から、多くの公墓が相次いで上海市郊外で建築されているので、上海市都市部の住民は次第に公墓の墓穴を購入し、遺骨箱をその墓穴に埋葬する。遺骨箱を埋葬する期日は一般的に死後の一年目あるいは三年目の清明日ないし冬至日である。その日、死者の肉親や親戚、友人等が集まり、大型のバスをチャーターし公墓に行き、公墓で「落葬」儀式を行う⁵⁴⁾。現在の「落葬」儀式には主に次のような活動がある。

①肉親や親戚、友人等の参列者は死者の遺骨箱と写真を持ち、公墓の墓穴まで護り送る。

②墓地に着くと、公墓の担当者は遺骨箱を墓穴に埋葬する。遺骨箱を埋葬する式次は主に次のようである。先ず墓穴では紙銭を燃やし、「暖穴」と呼ばれる儀式を行う。そして、墓穴に遺骨箱を入れる。また、魔除けの玉器、あの世で使う銅銭、および死者が生前使用していた小物、例えば眼鏡や腕時計、万年筆等も一緒に入れて埋葬する(写真9)。墓の周りに花などを植える。

③参列者は墓で生花や果物等を供え、線香と蠟燭を点し、死者に拝礼する(写真10、写真11)。

④儀式が終わると、親族は宴会を設けて参列者をもてなす。



写真9. 墓穴に埋葬する遺骨箱と玉器、銅銭

筆者が現地調査で得た資料によれば、伝統的な「落葬」儀式における「做道場」、すなわち死者供養法会を行うことは今なお残っている。現在、多くの市民たちは「落葬」儀式を行うとき、先ず僧侶等を招き、公墓の施設で死者供養法会を行い、それから上述した式次によって遺骨箱を墓穴に埋葬する。公墓の担当者は市民の要求に応じて、僧侶を招く手配を引き受けている。例えば、上海市青浦県における福寿園公墓は青浦県の報国寺等仏教寺院との業務提携関係を持ち、毎年約150回以上の死者供養法会を手配している。また、福寿園公墓は500人民元の使用料(一回)で公墓内の施設を提供している。死者供



写真10. 墓に供える生花や果物等



写真11. 参列者の拝礼

養法会は一般的に7人の僧侶によって行われる。法会の功德金は主に僧侶の人数により計算される(一般的に1人の僧侶が300人民元で、7人の場合、約2,100人民元である)(写真12、写真13)。

上海市における公墓は様々な近代様式の墓が造られている。墓碑には死者の名前のほかに写真や彫刻なども入れている(写真14)。また、夫婦が同じ墓に埋葬される慣習は根強く残っている。夫婦の内1人が亡くなった場合、死者の墓穴の隣に生きている者の墓穴も作られる。その墓穴は「喜墳」と呼ばれる。上海市の公墓にはこのような「喜墳」がよく見られる(写真15)。



写真 12. 「落葬」儀式における「做道場」(上海市福寿園公墓)



写真 13. 「落葬」儀式における「做道場」(上海市福寿園公墓)



写真 14. 近代様式の墓(上海市福寿園公墓)



写真 15. 上海市の公墓における「喜墳」(上海市松隠山莊公墓)

(十三)接煞(亡魂を迎える)

拙稿「中国上海市における死者葬儀(上)」において既に指摘したように、「接煞」は不安定な亡魂を鎮め、亡魂がもたらす災禍などを追い払うために「亡魂回陽日」(亡魂がこの世に戻る日)に行われる祭事である。上海市各県の地方誌の記載によれば、「接煞」祭事は 1960 年代以降次第に消失していた。例えば、『上海県誌』は「接煞の慣習は 1960 年代から消失した」と述べている⁵⁵⁾。また、『川沙県誌』には「この慣習(接煞)がいま廃れた」という記載がある⁵⁶⁾。『嘉定県誌』には「接煞の慣習が既に改められた」という記載がある⁵⁷⁾。しかし、1980 年代以降、「接煞」は一部の地区に復活した。例えば、『金山県誌』には「(接煞)慣習は最近、復活した」という記載がある⁵⁸⁾。従って、「接煞」祭事は全上海市に復活したと言えないが、少なくとも金山県には復活していると思う。

(十四)做七(中陰法事)

「做七」は上海市における死者葬儀の重要な祭事である。上海市各県の地方誌の記載によれば、「做七」は 1960 年代から文化大革命期の間、一時的に姿を消したが、1980 年代以降、次第に復活した。例えば、『南匯県誌』にはこの事について、次のような記載がある。

(1949 年) 解放以降、做七の習俗は次第に簡略化され、1960 年代に入ると、做七の法事と読経をしなくなった。故に、世間で「60 年代、道士は飯の食い上げになった」と言われた。近年、一部の家は再び「五七」、「断七」を行い、一時期姿を消した「香火」(紙船、紙屋等を作る職人)と道士も再び一部の農村に登場している⁵⁹⁾。

上海市東部地区の川沙県では南匯県と同じく、文化大革命の終結後、「做七」等は次第に復活し、人々が「追悼儀式の後、旧俗に沿って家の中に靈堂を設け、做七法会等を行う」⁶⁰⁾。また、『上海通誌』等の記載によれば、「做七」祭事は農村部だけではなく、都市部にも復活している⁶¹⁾。現在、上海市民は昔と同じく、死後四十九日間、七日毎に家で死者に供え物を捧げ祭事を行う。また、人々には「五七」を重視する考えが残っているので⁶²⁾、一般的には死後の三十五日目(五七日)に僧侶と道士を招き、仏教寺院、道教施設あるいは自宅で「放焰口」や「造渡橋」等死者供養法事を行う。

上海市の仏教寺院、道教施設は現在、市民の依頼によって死者供養法事を行っている。例えば、上海市の静安寺が行っている死者供養法事には主に次のような内容がある。

第一枝香の時間：午前 8：00 ～ 8：30

課誦（浄水賛、大悲呪、十小呪、心経、起仏偈）、回向

第二枝香の時間：午前 9：00 ～ 9：30

香賛、誦経、称念仏号

第三枝香の時間：午前 10：00 ～ 10：30

香賛、仏供、往生供(誦弥陀経、八句賛)

第四枝香の時間：午後 13：00 ～ 13：30

誦経、称念仏号

第五枝香の時間：午後 14：00 ～ 14：30

誦経、宣疏

第六枝香の時間：午後 15：00 ～ 15：45

随衆晚課、仏事円満回向

現在、多くの一般市民は仏教寺院で「五七」の死者供養法事を行い、その中に仏教寺院のやり方や規則を知らない者が多いので、よくトラブ

ルを起こしている。静安寺は死者供養法事を順調に行うために、「超薦亡霊の注意事項」を事前に忌中の家に配っている。その注意事項の内容は主に次のようである。

一、参加者が朝 7：30 に本寺に来て準備仕事をする。8：00 に誦経が始まる。午後 3：45 に功德円満。

二、忌中の家は四つの果物、四つの精進菓子をを用意する。

三、忌中の家は死者の写真、および錫箔（紙銭）を用意する。

四、本寺は亡霊に供える線香蠟燭、ご飯、おかずを用意する。

五、紙の作り物(紙箱や紙屋等)の寺内持ち込みは禁止。

六、酒や肉、生臭物の寺内持ち込みは禁止。本寺は精進料理を用意することができる。

また、僧侶と道士は人々の依頼によって忌中の家に行って死者供養法事を行うこともできる。例えば、2008 年 9 月 20 日、筆者の友人呉さんは亡くなった母親の「五七」法事を行うために、5 人の法蔵寺の僧侶を招いて自宅で死者供養法事を行った。その日の「五七」法事は「放焰口」儀式を中心とし、夜 19：00 から 10：15 迄に行われ、総費用が約 1,800 人民元である（写



写真 16. 忌中の家で行われる「五七」法事



写真 17. 忌中の家で行われる「五七」法事

真 16、写真 17)。

道教の道士は仏教の僧侶と同じく、忌中の家で死者供養法事を行う。例えば、『川沙県誌』には、「1980 年代中期から、一部の道士は再びもとの職業に戻り、自ら道班(道士グループ)を作り、忌中の家に行って死者供養法事を行っている」という記載がある⁶³⁾。

(十五)六十日祭、(十六)百日祭、(十七)周年祭

現在の死者葬儀には伝統的な死者葬儀と同じく、「做七」の後に「六十日祭」(死後六十日目)、「百日祭」(死後の百日目)、「周年祭」(死後の一周年目)がある。『上海通誌』の記載によれば、上海市の死者葬儀の「祭事」には上述の「接煞」「做七」のほかに、「六十日」「百日」「周年」の祭祀活動もある。今の農村部ではおよそ昔の慣習を踏襲しそれらの祭祀活動が行われている。都市部では「做七」が依然として行われているが、その他の祭祀活動があまり見かけない⁶⁴⁾。要するに、上海市の農村部には「六十日祭」「百日祭」「周年祭」を行う慣習が根強く残っている。

農村部の「周年祭」について、『南匯県誌』には次のような詳細な記載がある⁶⁵⁾。

死者の忌日になれば、親族は家で供物台が

設けられ、線香と蠟燭を点し、果物や菓子、肉料理、精進料理等を供え、また酒の代わりに水を用いて死者を祭祀する。祭祀の時、とくに祖先を迎え、紙銭を燃やす際、人々は磕頭の礼をしなければならない。一般的には三つの線香を点した後、錫箔や元宝、冥票等の紙銭を燃やし、祖先に金銭を贈る。冥票(あの世の貨幣)は模造の人民元で、額面金額が 100 人民元である。ある家は模造外貨も燃やす。模造外貨の額面金額がまちまちである。

筆者の現地調査で得た資料によれば、「六十日祭」「百日祭」「周年祭」の復活は農村部だけではなく、都市部にも見られる。例えば、筆者の友人彭氏は 2009 年 9 月 12 日、亡くなった妻を祀るために上海市玉仏禅寺で「周年祭」の死者供養法会を行った。その「周年祭」法会には主に次のような内容がある。

第一枝香の時間：午前 8:30 ～ 9:10

早課、靈前回向、念仏

第二枝香の時間：午前 9:40 ～ 10:30

金剛經、仏供、靈前回向

第三枝香の時間：午後 13:15 ～ 13:45

弥陀經、念仏

第四枝香の時間：午後 14:00 ～ 14:30

金剛經、宣文疏

第五枝香の時間：午後 14:50 ～ 15:20

弥陀經、蒙山、靈前回向、位牌送り

その「周年祭」法会は 10 人の玉仏禅寺の僧侶によって行われ、総費用が約 4,500 人民元である。また、喪主彭氏は当日の昼にレストランで「豆腐羹宴」を設け、参列者をもてなした(写真 18、写真 19)。



写真 18. 「周年祭」の死者供養法会
(上海市玉仏禅寺)



写真 20. 万仏閣の「地藏法会」の祭壇
(旧暦 2007 年 7 月 30 日)



写真 19. 「周年祭」の死者供養法会
(上海市玉仏禅寺)



写真 21. 万仏閣の「地藏法会」の祭壇に置かれる死者位牌
(旧暦 2007 年 7 月 30 日)

(十八) 拝新時節

拙稿「中国上海市における死者葬儀(上)」で既に指摘したように、「拝新時節」は死後の最初の清明節、夏至日、七月十五日、七月三十日、十月朔、冬至日に死者祭祀を行い、年中行事における祖先祭祀活動と結びついている祭事である。上海市各県の地方誌の記載によれば、1980年代以降、「拝新時節」は次第に復活している。例えば、『上海通誌』には「死後の最初の清明節、七月半、十月朔、冬至日に祭祀が行われ、拝新時節と呼ぶ。今の農村では一般的に旧俗に沿って拝新時節等が行われる」という記載がある⁶⁶⁾。『川沙県誌』には「今の農村には新時節の慣習によって祭祀を行う家がある」という記載がある⁶⁷⁾。また、『上海県誌』には「死後の最初の一年に清明と夏至、七月半、七月三十日、十月朔、冬至になれば、忌中の家は死者を祀り、

親戚と友人を招いてご馳走する。この祭祀活動を拝新時節と呼ぶ。今、多くの家は祭祀活動を清明と冬至しか行わない」と記載がある⁶⁸⁾。これらの記載に見られるように、現在の上海市農村部には「拝新時節」が根強く残っている。また一部の地域には「拝新時節」を清明節と冬至日しか行わないという変化もある。

また、筆者が現地調査で得た資料によれば、現在の「拝新時節」には、仏教寺院の定例的行事(例えば七月十五日の盂蘭盆会や七月三十日の地藏法会、冬至の死者供養法会など)を利用して死者を祀る現象がある。例えば、奉賢県における仏教寺院万仏閣が旧暦 2007 年 7 月 30 日に行われた「地藏法会」の祭壇には、旧暦 2006 年 8 月から 2007 年 7 月の間に亡くなった死者の位牌が多く祀られた。人々はその日、家で死者を祀り親戚と友人を招いてご馳走するだけでは

なく、仏教寺院の「地藏法会」にも死者の位牌を入れて祀っている(写真 20、写真 21)。

現在の「拝新時節」は昔と同じく、地域の年中行事、すなわち地域社会の祖先祭祀のシステムによって死者祭祀活動を行っている。死者の霊はこの「拝新時節」を経て次第に一家族の「鬼神」から社会的な「鬼神」に変わっていく。

終わりに

前の考察に見られるように、上海地区における伝統的な死者葬儀は 1950 年代中期から実施される「火葬の実行」「葬儀の改革」、および文化大革命期の「打倒四旧」によって消失あるいは変化の途を辿っている。とくに、「土葬の禁止」により、伝統的な死者葬儀における土葬の「土作殮屍」「入棺」「出柩」「落葬」(棺の埋葬)などの儀式は次第に姿を消した。「文化大革命」の終結後、一部の伝統的な死者葬儀は次第に復活したが、葬儀の中身や遣り方等には様々な変化が起こっている。とくに、火葬の普及により、「追悼会」と「遺骨箱の落葬」は伝統的な土葬の「入棺」「出柩」「落葬」等儀式に取って代わり、現在の死者葬儀に定着している。ここでは、表 3 で現在の死者葬儀の項目をまとめる。

表 3 に見られるように、(一)「送終」から(十一)「豆腐羹宴」までの儀式が死体の処置を中心とする第一次葬」の儀式であり、古代葬礼の「殯」に相当するものであると言える。現在は火葬で死体を処置するので、「追悼会」と「火葬」は「第一次葬」に中心的な位置を占めている。

(十二)「遺骨箱の落葬」儀式は死者の遺骨箱を墓に埋葬することを中心とする「第二次葬であり、古代葬礼の「葬」に相当する。前に既に指摘したように、1960 年代から文化大革命期の間、

上海市都市部の住民は遺骨箱を家の中あるいは殯儀館、遺骨堂に安置し、一般的に墓に埋葬する「第二次葬」が行われなかったが、文化大革命の終結後、遺骨箱を墓に埋葬する「第二次葬」は再び上海地区の死者葬儀に登場した。拙稿「中国上海市における死者葬儀(上)」で既に指摘したように、「落葬」儀式は死者を共同体から徹底的に排除する儀式である。また、上海地区では「入土為安」(葬られ瞑目する)という諺がある。死者が共同体から排除され墓に埋葬されれば極楽往生できると、人々は信じている。要するに、現在の「遺骨箱の落葬」儀式の底には依然として「排除」と「極楽往生」という二つの思惑が潜んでいる。

(十三)「接煞」から(十八)「拝新時節」までの儀式は主に死者の魂を鎮める儀式と、亡魂を救済する死者供養儀式である。それらの儀式は 1960 年代から文化大革命期の間、一時的に姿を消したが、1980 年代以降、次第に復活した。拙稿「中国上海市における死者葬儀(上)」で既に指摘したように、「接煞」や「做七」などは主に道教の道士、仏教の僧侶が主役として行われる仏道式の儀式であるが、それらの儀式の底には死者救済の信念のほかに、死者の霊がこのような鎮魂儀式と供養儀式によって次第に祖先のもとに帰って行き、「祖神」の列に加えられて「神」となるという伝統的な信念も含まれ、古代葬礼の「祔」に該当する。

従って、上海地区の死者葬儀には 1950 年代中期から実施される「火葬の実行」「土葬の禁止」「葬儀の改革」によって様々な変化が起こっているが、全体の構造は依然として伝統的な死者葬儀の「殯」「葬」「祔」という基本構造を保っていると言える。

表3. 現在の上海地区の死者葬儀

項 目	時 期	主な内容
1. 送終	臨終	最期を見届ける。病院の病床で最期を見届けることが多い。
2. 撤帳、焼落牀衣	死後の当日	死者の蚊帳を取り外し、服や布団などを燃やす。
3. 浄身	死後の当日～追悼会の開催の間	遺体の沐浴と化粧、服の着替え等。この儀式を殯儀館に任せている家が多い。
4. 設霊堂、供羹飯	死後の当日	家で霊堂を設ける。死者の写真と位牌に生花や供物を供える。
5. 戴孝	死後一日目から	黒い腕章と白衣等をつける。
6. 報喪	死後の当日から	死の知らせ。地域共同体の守護神に死の報告。
7. 僧道誦経	死後の当日の夜、あるいは翌日	僧侶と道士の読経。
8. 弔喪	報喪を受けたから	喪を弔う。
9. 追悼会	死後の一～三日目	殯儀館で追悼会を行う。
10. 火葬	追悼会の後	火葬場で遺体を火葬する。火葬の後、遺骨箱が家あるいは殯儀館に安置される。
11. 豆腐羹宴	追悼会の当日	御齋を設けて客をもてなす。
12. 遺骨箱の落葬	火葬後～数年後の清明節、冬至日	遺骨箱を公墓の墓穴に埋葬する。
13. 接煞	死後の九日目から十八日目の間	亡霊の帰宅を迎える。
14. 做七	死後の四十九日間	僧侶と道士の中陰法事（主に三七法会、五七法会）。紙で作られた房屋や家具等を燃やす。
15. 六十日祭	死後の六十日目	僧侶と道士の死者供養法会。
16. 百日祭	死後の百日目	僧侶と道士の死者供養法会。
17. 周年祭	周年祭	僧侶と道士の死者供養法会。
18. 拝新時節	死後の最初の清明節と夏至日、七月十五日、七月三十日、十月朔、冬至日	亡魂を年中行事の祖先祭祀に入れて祀る。

注

- 1) 拙稿「中国上海市における死者葬儀(上)」, 中部大学国際関係学部論集『貿易風』vol.6、2011 年 4 月、p.40-61。
- 2) 『上海通誌』には「清道光二十四年(1844 年)、英商麦都恩組織一公墓公司、購買今海關西側一塊地皮作為安葬外僑棺柩之地、後易地山東路 287 号建公墓、人稱外國墳山、又稱山東公墓。其後外國人又在浦東墳山碼頭、東新橋九畝地、八仙橋、靜安寺、虹橋路等處陸續開辦外國公墓、專葬外國人」という記載がある(第 43 卷社会生活。上海人民出版社 2005 年)。『上海民政誌』には「自清道光二十三年(1983 年)上海開埠以來、寓居上海的外僑逐年增多、為解決死有所葬的問題、清道光二十四年、外僑開辦了第一公共墓地—山東路外國公墓。其後、外僑在浦東和東新橋各設公墓一所。清同治二年(1863 年)又開辟八仙橋墓地」という記載がある(第 17 章殯葬管理。上海社会科学院出版社 2000 年)。
- 3) 『上海通誌』には「至 1949 年、全市前後出現過 100 多家公墓」という記載がある(第 43 卷社会生活)。
- 4) 『上海通誌』には「解放初、全市有積柩 10 万具、大多存放在會館、山莊、丙舍、寄柩所、殯儀館及宗族祠堂內」という記載がある(第 43 卷社会生活)。
- 5) 『上海民政誌』には「19 世紀末、美國籍蘇格蘭裔人韋倫斯在新聞路 28 号設松茂洋行、專理外僑殯殮。民國 13 年、美國紐約中華凱司柯特公司設大札行、次年改名万国殯儀館。初時、專以外僑為服務對象、後也設有中國式殯殮儀式、以招徠國人」という記載がある(第 17 章殯葬管理)。『上海通誌』には「1924 年、美國紐約中華棺木公司(China Casket Co)在滬設立大札行、1925 年改万国殯儀館(International Funeral Directors)。初、專為外僑服務。後設中國式殯殮、招徠國人」という記載がある(第 43 卷社会生活)。
- 6) 『上海通誌』には「至 1949 年、全市有過殯儀館約 30 家」という記載がある(第 43 卷社会生活)。
- 7) 『上海通誌』には「40 年代起、多數市民到殯儀館辦理喪事」という記載がある(第 43 卷社会生活)。
- 8) 仲富藍編『図説中国百年社会生活変遷・礼儀・郷情・宗教』、学林出版社 2001 年、p.92-114。
- 9) 『上海民政誌』には「光緒二十二年(1896 年)公共租界工部局在靜安寺廟的對面建造專供外籍人落葬的靜安寺公墓。占地 59.65 畝。公墓內設有礼儀室、火葬室和放置骨灰的供藏室。火葬处在民國 16 年(1927 年)由租界工部局安裝了上海最早的煤氣火化爐。受其影響、火葬在國人中也悄悄興起。…民國 24 年、中山南一路 765 号的法藏寺內設有專為佛教徒死後火葬的化身窯。…民國 26 年冬上海淪陷後、日本人將原在乍浦路橋下的一個日本火葬場遷至西寶興路 833 号、建造火葬爐、專為日本人服務」という記載がある(第 17 章殯葬管理)。
- 10) 『上海通誌』には「1948 年、衛生局接管日僑火葬場、改市立西寶興路火葬場」という記載がある(第 43 卷社会生活)。また、『上海民政誌』には「抗戰勝利後、為利用該場設施開展火葬業務、於民國 37 年 9 月修復後為國人服務。解放前夕、該場主要是火化孩屍和無主成人屍體」という記載がある(第 17 章殯葬管理)。
- 11) 『上海民政誌』には「解放初期、上海殯葬管理的方針是：穩定提倡火葬、維持土葬、鼓勵外運」という記載がある(第 17 章殯葬管理)。『上海通誌』には「50 年代制訂的『提倡火葬、維持土葬、鼓勵外運』的殯葬管理方針」という記載がある(第 43 卷社会生活)。
- 12) 『上海通誌』には「解放初、全市有積柩 10 万具、大多存放在會館、山莊、丙舍、寄柩所、殯儀館及宗族祠堂內。…至 1952 年、使用人力 40,107 工、共清除 10 個郊區、5 個公房建築工地和 2 個回民公墓內的浮厝 209,708 具。…1949 年 6 月～1954 年 10 月、全市火化露屍 129,248 具、土葬露屍 34,382 具」という記載がある(第 43 卷社会生活)。
- 13) 『上海民政誌』には「1949 年 7 月～1954 年底共清除浮厝 24 万具。…西寶興路火葬場 1950 年火化露屍 18,869 具、1951 年 1～7 月 為 17,992 具、1954 年 為 25,754 具」という記載がある(第 17 章殯葬管理)。
- 14) 『上海民政誌』には「經過宣傳、火葬率上升。1954 年個別火葬數上升 25.8%、1957 年火葬數(包括孩屍)已達到死亡總數的 59.7%。1959 年 5 月後、殯葬管理所又在七寶鎮、龍華、靜安寺廟會上向城鄉居民宣傳火葬。1959 年、火葬率繼續上升、達到 60% (其中成人屍占 20.45%)」という記載がある(第 17 章殯葬管理)。また、1954 年～1958 年の火葬數について、『上海民政誌』の「1949～1997 年上海市屍體火化情況統計表」には「1954 年、31,328 體。1955 年、36,592 體。1956 年、26,972 體。1957 年、22,671 體。1958 年、24,281 體」という記載がある(第 17 章殯葬管理)。
- 15) 『上海民政誌』には「在礼俗改革中、提出『五以五代』的口號、即：以火葬代替土葬；以鮮花、蠟果代替燒紙點香燭；以黑紗黃花代替披麻帶孝；以追悼會代替旧儀式；以默哀、鞠躬代替叩頭跪拜」という記

- 載がある(第17章殯葬管理)。
- 16) 『追悼会』について、『上海民政誌』には次のような詳細な記述がある。
「追悼会被称之为『公祭儀式』、典型的『公祭儀式』順序是：親友和來賓獻花輪或鮮花；親友和來賓分別向死者三鞠躬、並在靈前兩旁肅立、家屬立遺體一旁；全體肅立向死者默哀三分鐘、同時奏哀樂；家屬向親友來賓介紹死者生平事跡；親友或來賓致詞；繞遺體一週、瞻仰遺容並向遺體告別；儀式畢」(第17章殯葬管理)。
 - 17) 『上海民政誌』には「1959年、殯葬管理所首先對各殯儀館中從事迷信活動的人員進行整頓、制訂限制措施：迷信人員不得隨意兜攬生意、而應在喪家需要時有組織地接洽業務；迷信人員只能減少、不得增加；做儀式時要聽從工作人員的指導、遵守喪葬改革的政策、儀式結束須立即離館」という記載がある(第17章殯葬管理)。
 - 18) 『上海民政誌』には「對殯儀館內部用於進行旧喪葬儀式的設備和商品也作了限制和處理：撤除了殯儀館擺設的土地菩薩、租用麻白衣的服務項目和有迷信色彩的香燭、錫箔的銷售。1959年～1960年6月、各殯儀館廢除迷信設備有20項」という記載がある(第17章殯葬管理)。
 - 19) 『靜安区誌』には「1962年、市民政局殯葬管理所允許在殯儀館內恢復上述活動、安樂殯儀館最多一個月有54次」という記載がある(第24篇民政。上海社会科学院出版社1996年)。
 - 20) 『上海民政誌』には「1964年、上海提出『積極推行火葬、堅決壓縮土葬、全面改革殯葬工作』的殯葬方針」という記載がある(第17章殯葬管理)。
 - 21) 『上海県誌』には「1956年始有火葬、60年代中期推行、廢土葬」という記載がある(第30篇社会。上海人民出版社1993年)。
 - 22) 『川沙県誌』には「50年代後期、開始有火葬、並逐漸推廣、至70年代、火葬已極為普遍」という記載がある(第32卷風俗。上海人民出版社1990年)。
 - 23) 『嘉定県誌』には「60年代起推行火葬」という記載がある(卷33風俗宗教。上海人民出版社1992年)。
 - 24) 上海市郊外の農村部に火葬場を建設することについて、『上海民政誌』には「郊県最早有新陸和嘉定兩家火葬場。新陸火葬場位於川沙県東陸路530号、1955年筹建、1957年3月正式對外開放。…嘉定火葬場原為練西公墓、1954年改為練西火葬場、1964年擴建後、改名嘉定火葬場。1966年、南匯県以『三個五』(5萬元投資、5畝土地和5個職工)建火葬場的經驗受到内務部的肯定、並在南匯県開現場會加以推廣。1966年以後、又有松江、宝山、崇明、金山、青浦、奉賢等県的火葬場建成。上海県杜行火葬場1982年11月開業。1985年、1987年宝山県的橫沙、長興兩島相繼建火葬場。使上海10個郊県以及海島均有了火葬場」という記載がある(第17章殯葬管理)。
 - 25) 『松江県誌』には「1966年、本県始建火葬場、火葬逐漸代替土葬。70年代中期起、全部實行火葬」という記載がある(第29卷風俗・人民生活・宗教。上海人民出版社1991年)。
 - 26) 『崇明県誌』には「60年代中期、提倡火葬、1972年以後全面實行」という記載がある(卷32風俗。上海人民出版社1989年)。
 - 27) 『奉賢県誌』には「解放後、大力提倡火葬。本県於1967年4月1日開始火化、第一個火化的是姚姓婦女、58歲、胡橋公社迎新二隊人。1977年後全部實行火葬」という記載がある(卷30風俗誌。上海人民出版社1987年)。
 - 28) 楊根来等の「中国殯葬改革的發展歷程与基本經驗」、『中国殯葬事業發展報告2010』、社会科学文献出版社2010年、p.20-21。
 - 29) 「上海市殯葬管理条例」は1997年8月20日に上海市第10届人民代表大会常務委員会第38回會議に採択され、1998年1月から實施される。第三条の原文は次のようである。「本市殯葬活動及管理的原則是：實行火葬、節約殯葬用地、保護環境、尊重中華民族美德、革除殯葬陋俗、提倡文明節約辦喪事」(中国上海・政策法規 www.shanghai.gov.cn)。
 - 30) 『川沙県統誌』には「(送終)農村多沿襲死者要在家中寿終正寢的風俗、參加送終的親屬比較多。市鎮居民因居住条件所限、病人大多在医院病終、子女和親屬在医院病床前送終」という記載がある(第34卷風俗。上海社会科学院出版社2004年)。
 - 31) 『奉賢県誌』には「病人臨終前、子女必須火速趕回、聽取臨終囑咐、送別死者…今送終及報喪習俗尚存」という記載がある(卷30風俗誌)。
 - 32) 『宝山県誌』には「解放後、逐步實行火化、人死後也進行楷身、換衣、撤帳、燒牀衣、向親友報喪、接受弔唁、然後屍体運往火葬場、借火葬場礼堂舉行追悼会或向遺體告別儀式、親友贈送花圈及喪礼」という記載がある(卷30社会誌。上海人民出版社1992年)。
 - 33) 『金山県誌』には「現除回堂香外、其余風俗尚存」という記載がある(第37篇民情風俗。上海人民出版社1990年)。
 - 34) 同上注32と33。

- 35) 『川沙県誌』には「20世紀80年代末、寿衣店出售の寿衣、除伝統的中式外、還有中山装、西装和呢大衣。有些夭折的青壮年人、其家属嫌寿衣式樣陳旧、而給穿死者平時喜愛的男式西服或女式套装等。但蓋被、褥被及枕頭、擱脚等仍是伝統款式」という記載がある(第34巻風俗)。
- 36) 『上海通誌』には「20世紀80年代起、亡者病故於医院為多、屍直接運殯儀館、家属在家設靈堂、置遺像、供鮮花、水果或香燭」という記載がある(第43巻社会生活)。
- 37) 『上海県誌』には「今多死於医院、屍体一般直接車至火葬場、家設靈堂」という記載がある(第30篇社会)。
- 38) 『嘉定県誌』には「60年代起、推行火葬、家中僅設靈台」という記載がある(巻33 風俗宗教)。
- 39) 『川沙県誌』には「50年代起、臂佩黑紗替代白衫、白布的漸多、今農村又逐漸恢復着白戴孝」という記載がある(第32巻風俗)。『川沙県誌』には「在農村、按旧俗束白布外、同時佩黑紗袖章」という記載がある(第34巻風俗)。
- 40) 『嘉定県誌』には「今農村又逐漸恢復穿白戴孝」という記載がある(巻33 風俗宗教)。『金山県誌』には「60年代实行火化、殯葬從簡、城鎮改穿白為戴黑紗或掛黃紙花。…但近年来…孝布黑白兼用」という記載がある(第37篇民情風俗)。『南匯県誌』には「文化大革命中靠行政命令改為黑紗、近幾年黑白兼用」という記載がある(第33篇民衆民風。上海人民出版社1992年)。
- 41) 『奉賢県誌』には「解放後、哭喪旧俗已基本淘汰」という記載がある(巻30 風俗誌)。『川沙県誌』には「喪後至百日期間、媳婦、女兒早夜哭靈、称早夜課。今此俗廢」(第32巻風俗)。
- 42) 『青浦県誌』には「解放後、破除了封建迷信的喪礼、实行喪事簡辦。人死後、先報喪或訃告」という記載がある(第36篇風俗。上海人民出版社1990年)。
- 43) 『川沙県誌』には「(報喪)20世紀80年代後期起、電話逐步普及、除上門報喪外、還利用電話報喪和發書面訃告」という記載がある(第34巻風俗)。
- 44) 『金山県誌』には「解放後、燒回堂香、念開路經等已廢除」という記載がある(第37篇民情風俗)。『川沙県誌』には「建国後、分路頭、燒香等習俗漸廢」という記載がある(第32巻風俗)。
- 45) 『奉賢県誌』には「富戶死人後、去城隍廟燒香、称普堂、然後四出報喪。今送終及報喪習俗尚存」という記載がある(巻30 風俗誌)。
- 46) 『川沙県誌』には「道士念經分路頭(為亡魂引路)…建国後、分路頭、燒香等俗漸廢」という記載がある(第32巻風俗)。『金山県誌』には「請道士念開路經。…道士念經、一度絕跡、個別地方、今又復萌」という記載がある(第37篇民情風俗)。
- 47) 『上海県誌』には「今多死於医院、屍体一般直接車至火葬場、家設靈堂。弔唁多送礼、有現金、或線綈、綢被面」という記載がある(第30篇社会)。
- 48) 『上海通誌』には「20世紀60年代推行火葬後、土作殮屍、入棺、出柩習俗漸失」という記載がある(第43巻社会生活)。『上海県誌』には「60年代易俗火葬後、土作殮屍、入棺之俗均消亡、其他習俗仍沿用至今」という記載がある(第30篇社会)。
- 49) 「追悼会」について、各地方誌には詳細な記載がある。例えば、『上海通誌』には「大殮儀式在殯儀館举行。亡者生前為退休員工的、多由原单位主持追悼会。儀式為默哀、作悼詞、向遗体告別。弔唁者多送花圈、親戚加錢。儀式畢、亡者家属送每人数粒糖(单数)、一小塊雲片糕、一塊白手帕」という記載がある(第43巻社会生活)。『上海県誌』には「1956年始有火葬、60年代中期推行、廢土葬。大殮日在火葬場開追悼会、会后分發雲片糕、粒糖」という記載がある(第30篇社会)。『川沙県誌』には「火葬之日、举行追悼会、親友送花圈、綢幛、寄托哀思」という記載がある(第32巻風俗)。『南匯県誌』には「公職人員亡故後、举行追悼会。与会者臂纏黑紗、胸戴素花。儀式由死者家属或单位主持、程序一般為奏哀樂、默哀、宣讀參加追悼会單位、個人名单和送花圈名单、致悼詞、親友代表講話、繞場一周与遗体告別。儀式結束後、遗体火化」という記載がある(第33篇民衆民風)。『川沙県誌』には「20世紀80年代前、在殯儀館举行喪礼、統称追悼会、其後改称遗体告別」という記載がある(第34巻風俗)。
- 50) 死者の遺骨箱について、各地方誌には詳細な記載がある。例えば、『上海通誌』には「20世紀60年代起、实行火葬、城市居民大多將骨灰盒擱在家中或放在殯儀館、落葬旧俗消失」という記載がある(第43巻社会生活)。『上海県誌』には「骨灰或放家中、或深埋自留地、或置寄放处」という記載がある(第30篇社会)。『川沙県誌』には「50年代後期、開始有火葬、並逐漸推广、至70年代、火葬已極為普遍。骨灰盒或置家中、或寄放骨灰堂、也有到公墓地将骨灰盒埋入土葬的」という記載がある(第32巻風俗)。『川沙県誌』には「(骨灰安放)20世紀80年代起、各公社都先後建造骨灰堂。喪者骨灰送骨灰堂寄存、亦有待清明或冬至時埋葬入土」という記載

- がある(第34巻風俗)。
- 51) 『川沙県統誌』には「(送牀薦)大致仍沿旧俗。喪家一般在三朝之日傍晚、將死者生前使用的衣被牀帳及部分日用品、在宅辺田野焚化、謂供死者在陰間享用」という記載がある(第34巻風俗)。
 - 52) 『上海通誌』には「喪家置豆腐酒水招待親朋好友、多葷席、与喜慶酒席無異、加一道豆腐菜。亡者生前单位弔唁者一般謝絕赴宴」という記載がある(第43巻社会生活)。『上海県誌』には「喪家備豆腐飯招待親友。…喪席80年代、多葷席、用酒、席間觥筹交錯」という記載がある(第30篇社会)。『川沙県統誌』には「招待弔唁親友の筵席排場越來越大、動輒三五十桌、菜肴以葷菜為主」という記載がある(第34巻風俗)。
 - 53) 『上海通誌』には「20世紀60年代起、實行火葬、城市居民大多將骨灰盒擱在家中或寄放在殯儀館、落葬旧俗消失。農村多將骨灰盒擱在客堂牆上、清明節或冬至日落葬田頭、深埋。是日、家人及親友均到場、備礼。落葬時放鞭炮、葬畢設供桌祭拜、設宴待客」という記載がある(第43巻社会生活)。
 - 54) 『上海通誌』には「80年代起、城市居民購公墓墓穴。多選喪後第一或第三個清明節落葬、租大客車、家人及親友送葬。葬畢、供祭品、点香燭、行鞠躬礼」という記載がある(第43巻社会生活)。『川沙県統誌』には「市鎮居民則在公墓購墓穴安葬。…一般都是在清明和冬至兩個節日進行落葬、大致仍按旧俗。拋川沙県殯葬管理所統計、1991年清明節期間、樂鄉、永安、天長3個公墓落葬骨灰盒184穴位、冬至節落葬579穴位」という記載がある(第34巻風俗)。
 - 55) 『上海県誌』には「接煞俗60年代消失」という記載がある(第30篇社会)。
 - 56) 『川沙県誌』には「接煞…此俗今廢」という記載がある(第32巻風俗)。
 - 57) 『嘉定県誌』には「接煞…此俗已革」という記載がある(卷33 風俗宗教)。
 - 58) 『金山県誌』には「接煞…此風近死灰復燃」という記載がある(第37篇民情風俗)。
 - 59) 『南匯県誌』には「解放後、做七習俗逐漸從簡、到60年代不做道場、不念經、有『60年道士飯喫絕』之說。近幾年、有些人家又做『五七』和『断七』、一度絶跡的『香火』(扎紙船、紙屋等的師傅)和道士又在一些鄉村復出」という記載がある(第33篇民衆民風)。
 - 60) 『川沙県統誌』には「追悼儀式後、仍在家中按旧俗擺靈堂、做七等」という記載がある(第34巻風俗)。
 - 61) 『上海通誌』には「祭事…今農村基本沿用旧俗、市区仍有做七、其他祭事少見」という記載がある(第43巻社会生活)。
 - 62) 『上海県誌』には「做七…重五七俗沿至今」という記載がある(第30篇社会)。
 - 63) 『川沙県統誌』には「做功德、俗謂可使死者免墮地獄、得昇天堂、20世紀80年代前已絶跡。80年代中期起、民間有些道士重操旧業、自行組成道班、上門為喪家做功德、有的喪家在寺廟道觀中舉行」という記載がある(第34巻風俗)。
 - 64) 『上海通誌』には「六十日、百日、周年祭祀…今農村基本沿用旧俗、市区仍有做七、其他祭事少見」という記載がある(第43巻社会生活)。
 - 65) 『南匯県統誌』には「每逢死者逝世日、親屬就在家擺祭桌、点香燭、供水果糕点、葷素菜肴、以水代酒進行祭祀。祭祀時迎祖宗和化元宝前均要磕頭。一般在三柱香後就焚燒錫箔元宝、冥票、給祖宗送錢。冥票大多為做制的人民元、每張面值壹百元。有的人家甚至還焚燒做制的外幣、面值大小不一」という記載がある(第39篇風俗宗教)。
 - 66) 『上海通誌』には「喪後第一個清明節、七月半、十月朝、冬至例行祭祀、称拜新時節。今農村基本沿用旧俗」という記載がある(第43巻社会生活)。
 - 67) 『川沙県誌』には「新時節…今農村仍有行此俗的」という記載がある(第32巻風俗)。
 - 68) 『上海県誌』には「新喪一年内、逢清明、夏至、七月半、七月三十、十月朝、冬至、喪家祭奠、邀親友喫飯、名擺新時節。今大多只擺清明、冬至」という記載がある(第30篇社会)。